議案第6号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の 規定により、本議会の議決を求める。

令和4年5月31日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	Ē	後	改	正	前

別表第1 (第5条関係)

- 1 · 2 略
- 3 生殖補助医療料

区分		金額		
	E及び不育症を対	1件につき 110,000円		
	ムラプス撮像法に 受精卵・胚培養	1件につき 23,000円		
妊孕	精液調整	1件につき 8,800円		
性温 存療	精子凍結保存	1件につき 36,300円		
法	未受精卵子凍結 保存	次に掲げる区分に応じ、それぞれ に定める額 (1) 1個以上3個以下の場合 46,200円 (2) 4個以上6個以下の場合 52,800円 (3) 7個以上の場合 60,500円		
	胚・精子・未受 精卵子凍結保存 の更新	1件につき1年ごとに 13,200円		

別表第1 (第5条関係)

- 1 · 2 略
- 3 人工授精料及び体外受精料

	区分	金額		
	居者間人工授精(精 活净濃縮法)	1件につき	9, 988円	
体	採卵	1件につき	44, 550円	
外	採精	1件につき	7, 150円	
受精	顕微授精	1件につき	38, 500円	
115	初期胚培養	1件につき	42,900円	
	胚盤胞培養	1件につき	56, 100円	
	新鮮胚移植(凍結 未受精卵子を用い た新鮮胚移植を含 む。)	1件につき	35, 200円	
	胚・未受精卵子凍 結保存	1件につき	44,000円	
	融解胚移植	1件につき	66,000円	
	未受精卵子融解	1件につき	42,900円	
	精子凍結保存	1件につき	38, 500円	

4~6 略

7 非紹介患者加算料

区	分	金額		
		非課税とされる 助産に係る資産 の譲渡等に係る もの	非課税とされる 助産に係る資産 の譲渡等以外の 資産の譲渡等に 係るもの	
選定療養のうち初	医科	1回につき <u>7,000円</u>	1回につき <u>7,700円</u>	
診に係るもの	歯科	1回につき <u>5,000円</u>	1回につき <u>5,500円</u>	
選定療養のうち再	医科	1回につき <u>3,000円</u>	1回につき <u>3,300円</u>	
診に係るもの	歯科	1回につき <u>1,900円</u>	1回につき <u>2,090円</u>	

8~11 略

備考 略

4~6 略

7 非紹介患者加算料

区分		金額		
		非課税とされる 助産に係る資産 の譲渡等に係る もの	非課税とされる 助産に係る資産 の譲渡等以外の 資産の譲渡等に 係るもの	
選定療養のうち初	医科	1回につき <u>5,000円</u>	1回につき <u>5,500円</u>	
診に係るもの	歯科	1回につき <u>3,000円</u>	1回につき <u>3,300円</u>	
選定療養のうち再	医科	1回につき <u>2,500円</u>	1回につき <u>2,750円</u>	
診に係るもの	歯科	1回につき <u>1,500円</u>	1回につき <u>1,650円</u>	

8~11 略

備考 略

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の7の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する生殖補助医療について適用し、施行日前に開始した生殖補助医療については、なお従前の例による。